

[研究ノート]

## 障害者福祉制度の研究

A Study of the Welfare System for the Handicapped

滝村 雅人

Masato TAKIMURA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 20

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 20号  
2014年2月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
FEBRUARY 2014

[研究ノート]

## 障害者福祉制度の研究

### A Study of the Welfare System for the Handicapped

滝村 雅人  
Masato Takimura

**要旨** 2000年代に入って障害者福祉政策は大きく変化してきており、そこで成立する各種制度は、相変わらず対症療法的対応に始終していることによって、障害者問題の社会性はますます見えにくくなってきている。それは障害者問題の本質的認識が捨象され、問題の科学的認識が欠如していることを意味している。

かつて社会福祉対象論研究から得られた基本的視点に基づき、戦後から2002年頃までの障害者福祉政策の制度的変遷をもとに政策主体の認識対象の変化について分析している。ここでは政策主体の認識対象となる問題とその担い手はつねに限定され、縮小される傾向をもつことが明らかになっている。2000年代に入ってから障害者福祉政策は極めて早い展開をしている。ここではそのような中での政策的認識対象がどのようにあるのかを、前回の研究の継続として昨今の動向を検討する基礎資料の整理を行い、そこから見えてくる特徴を示したものである。

**キーワード**：障害者福祉政策、障害者福祉制度、対象認識、法令・通知

### はじめに

2000年代に入って障害者福祉政策は大きく変化してきた。それは特に「自己決定者」「地域生活者」という位置づけに対する地域生活支援対策の展開を背景としている。同時に、障害者福祉に精神障害者が含まれてきたことによって、障害者福祉が障害者保健福祉と書き換えられ、3障害（身体・知的・精神）及び児童と成人の区別なく同一の制度・政策対象として位置づけられていることも背景にあるといえる。

このように障害者福祉分野が大きく変化する中で、その方法は相変わらず対症療法的対応に始終していることによって、障害者問題の社会性はますます見えにくくなってきている。それは障害者問題の本質的認識が捨象され、問題の科学的認識が欠如していることを意味している。つまり本質的問題解決には至ってないのである。したがって、障害者問題の本質的認識を進める意味

では、政策主体の対象認識の内容とそれに規定されている具体的問題対策としての制度的変遷を分析することで、障害者問題がどのように政策対象として取り上げられ、どのような障害者が具体的制度対象として認識され、切り取られて来たのかを明らかにしなければならないと考える。

拙論は、以前に共同研究として行った「社会福祉・地域福祉に関する対象についての研究」を基にしている。この共同研究時点における基本的視点は、次の4点におかれている。

「1）歴史的・社会的状況の変化に伴う対象変化が、政策・制度上の対象変化に必ずしも連動していない。

2）社会問題対策としての政策策定は、現実的・具体的対象派生の時期、あるいは実態把握ないし対象認識の度合いと必ずしも一致していない。

3）政策的操作によって、対象を限定するメカニズムが基本的に存在する。したがって、社会的問題の科学的認識が対象を規定するのではなく、政策課題が対象を規定し、限定された政策的課題目標に合わせて対象を規定している。

4）政策課題や目標の設定は、正しい科学的認識ないし実態把握によってではなく、住民の要求、請願、運動による若干の影響力（社会力）を認めることはできるが、それは政策策定サイドの限定的譲歩の結果によるものである<sup>(1)</sup>。

そして、具体的手法としては、戦後の法令・通知を収集し、それらを分析の基礎資料として使用したものである。

上記のような視点に基づいた作業を通して、とくに障害者福祉の分野では、つねに実践的現実的な対象認識が先行し、制度・政策の対象認識がそれを追従する形で展開してきていることが明らかとなった。

障害者福祉の分野で考えるならば、歴史的・社会的現実体としての障害者をとりまく各種の生活問題の拡大・深化という、いわゆる「障害者問題」の存在に対して、政策主体の認識対象となる問題とその担い手は、つねに限定され縮小される傾向をもつといえる。この意味するところは、障害者が担い手となる社会的諸問題の解決策としての障害者福祉対策の位置づけは、本質的な対象認識ではなく、いわゆるサービスのあり方とその対象を限定することで、問題の科学的認識を捨象して、現象形態としての問題に対応しようとする、機能論的对象認識の枠を出ることができないということである。

このような問題意識によって、先の研究では、障害者福祉政策の展開と認識対象の変化について、具体的制度対象を分析することから明らかにしてきた。そこで明らかになった障害者福祉政策の特徴については後述する通りである。

拙論はその後の展開に焦点を当て、2002年以降2005年の「障害者自立支援法」制定までの動向について分析するための基礎資料とするものである。

なお、掲載している制度年表の作成にあたっては、本学人間文化研究科博士後期課程の水野和

代氏の協力を得たものである。

## 1. 戦後からの障害者福祉政策の特徴

戦後からの障害者福祉に関わる政策的対象認識の研究において、以下のような点が明らかとなっている。

「第一に、障害者をして長らく保護・救済の対象としてとくに民間保護事業にその対策を委ねるか、公的救済としても最底辺の救済事業に落とし込めてきた段階から、障害者を障害者として公的救済の対象に据えてきたという変化がみられることである。

第二に、公的救済の対象とはいっても、そこには国家事業にとって有益と見なされる障害者のみを対象とする、制度的対象の限定が長らく存在していたことである。それは、障害の種類によって、それぞれの問題が政策対象として認識される過程に大きな違いが見られることである。身体障害者の中でも制度的対象として早くから認識されてきたのが、『盲・聾啞』であり、あるいは、『傷痍軍人』そして『産業障害者』であった。『知的障害者』にいたっては、制度・政策の認識対象となることは長らくなかったのである。

第三に、これらの障害別の対象認識は、その基底で『労働能力』の有無を重視しており、経済発展に寄与できると認定された『障害者』だけをその対象に据えてきたのである。そしてそれ以外の『障害者』は、社会的有用性がないとして『保護・養育』の名の下に『隔離収容』対策の対象として最底辺の社会福祉政策の対象に落とし込んできたのである。

「第四に、この障害種別の認識は、医学的・心理学的判定を対象規定の基準として位置づけてきた点にある。『社会的不利』や『参加の制限』といった、社会的活動体としての人間生活実態に視点を当てたものではないといえる。このような機能論的障害の認定は、結局、『障害』の存在を個人責任に押しとどめ、同時に、『障害』ゆえの生活上の諸問題をも個人的問題として社会的対応を回避する機能を果たし、政策主体の認識対象を狭小化させることに連動しているといえる。

第五に、障害者を分割した政策主体の対象認識は、障害者福祉ひいては社会福祉政策の認識対象からさえ排除してきた部分があることである。それは『精神障害者』が長らく医療の対象としてのみ位置づけられてきたことに見ることができる。とくに『精神障害者』は、『治療・保護』の名の下に、実質的には、社会防衛的手段としての『隔離収容』による治安対策の対象とされてきたのである。近年、精神保健福祉として、まがりなりにも社会福祉政策の対象に上げられてはきたが、社会的偏見や差別といった人権侵害の状況は根強く残存しており、社会問題としての精神障害者問題が本質的に認識されてきているとは言い難いのが現実である。障害者福祉研究の分野においても触れてこなかった部分であり、社会問題としての精神障害者問題の本質的認識が必要となる。

第六に、こうした対象限定の制度的展開は、年代以降になると、大きく変化することである。もちろんそれは、政策の対象認識が拡大したというよりは、経済効率を追求するゆえの政策的恣意性の結果であったといえる。具体的には、行政機構の統廃合によって、曲がりなりにも障害者福祉制度が統合化された結果、そこでの対象が障害の種類を限定せず、制度的対象の相互乗り入れの形で実施してきたのである。決して新しい制度を策定し、新しい対象認識でもって展開したのではなく、既存の制度を障害の種類や年齢に関係なく利用できるように対象の限定の緩和であった<sup>(2)</sup>といえる。

以上のような政策の対象認識のあり様は、障害者福祉政策が長らく持ち続けた特徴であり、時代的限界性があったとはいえ、今日でいう「生活の主体者」「権利主体者」という認識とはほど遠いものであったといえる。障害者の人権侵害はこうして、政策的に作り上げられてきたものであるといえる。

このような対象認識の展開の明確な時期区分は困難であるが、いずれにしても、わが国で障害者福祉政策が対象としてきているのは、障害者福祉関係法の目的・課題に合致した範囲内での「障害者」であり、社会的問題認識を欠落させ、個人的問題としての対象認識であったといえる。

すなわち「障害者福祉対策は、歴史的・社会的現実態としての障害者とその抱える問題に即応したものとはいえず、障害者福祉対策はつねに実践的現実態としての展開が先行し、制度・政策としての障害者福祉はそれを追従する形でしか登場してこなかったものであり、しかもそれさえも政策的対象把握は限定されていたのである」<sup>(3)</sup>。

さらに新たな問題として上げることができる点は、もともと教育政策のなかで取り上げられ、発達心理学や、精神医学関連での問題提起から始まったものであるが、昨今「障害」として認識されてきた「学習障害」や「注意欠陥多動性障害」などの問題である。これらの障害は、今日のわが国の障害認定基準の範疇に含められないものであり、障害者福祉制度・政策の対象とはならないのである。しかし、これらの障害者が日常生活上の何らかの困難の担い手である限り、生活保障の機能をもつ障害者福祉政策の対象として認識していくべきである。

## 2. 2002年以降の特徴

以前の著書において2002年までの動向については分析を行ったので、ここではそれ以降の制度・政策的動向について整理するものである。詳細な分析は別の機会に譲ることにして、ここでは全体の傾向及び特徴について述べるにとどめる。

2000年代に入っの主たる動向として重要なのは、地域生活支援を中心とする対策の展開であるといえる。これは1990年代からの連続した動きであるといえるが、「介護保険法」と障害者保健福祉制度の統合を進めようとする政策主体の意図も含みながら、「障害者自立支援法」制定への布石が敷かれていくといえる。

表1は、2002年から2005年までの障害者保健福祉関係法令・通知の制定・廃止についてまとめたものである（改正時期は含めていない）。この表をみるとこの時期の特徴は以下のようにまとめることができる。

第一に、精神障害者を対象とした「居宅生活支援事業」<sup>(4)</sup>などの一連の地域生活支援事業が制定されることである。これら一連の事業は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（1950. 法123）の制定によって、精神障害者が従前の障害者福祉制度の対象に位置づけられたことにより、精神障害者を「地域生活者」として位置づける視点を具現化したものといえる。

第二に、障害者福祉制度の抜本的改革である措置制度から支援費制度への転換である。これは後に「障害者自立支援法」（2005、法123）として結実することになるのであるが、障害者福祉制度の大きな変換であったといえる。これに関して「ケアガイドライン」や「ケアマネジメント」体制の整備<sup>(5)</sup>などが出されてくるのである。

第三には、こうした流れを受けて、「障害者基本計画」（2002、内閣府）、「重点施策実施5か年計画」（2002、障害者施策推進本部）が策定され数値目標が提示されたことである。

第四には、その他の新しい制度の制定がある。「身体障害者補助犬法」（2002、法49）、や3障害共通の社会参加促進事業の制定、デイサービス事業の相互利用、あるいは「福祉サービス第三者評価事業」などが上げられる<sup>(6)</sup>。

第五には、「発達障害者支援法」（2004、法167）の制定である。この法律は、「発達障害」という障害に焦点を当て、その名称を付したわが国初の法律である。もっともこの「発達障害者支援法」制定に向けては、長い間の障害者福祉政策を巡る動きがあり、また教育政策における学校での発達障害児の存在が避けては通れない事態になってきたことが背景にある<sup>(7)</sup>。

「発達障害者支援法」はともかく、上記の多くの制度制定の背景には、社会福祉基礎構造改革に由来する社会福祉政策全般にわたっての政策的動向があり、それは障害者を「地域生活者」、「自己選択・自己決定者」として位置付け、自己責任によるサービス利用を念頭に制度化したものであるといえる。そして支援費制度への転換は、障害者福祉サービスを介護保険制度と統合しようとする政策的意図があったのである。これに対しては多くの障害者団体による抗議行動が行われ一時的にはその実現が拒まれたことは周知のごとくである。しかしながらその後の障害者福祉を巡る展開の中で、政策主体はつねに「介護保険法」との連動を模索していくのである。この支援費制度自体も障害者福祉現場の実態を無視した単価設定によって、強い抗議行動が展開され、制度成立後早い段階で単価の見直しが迫られたのである。措置制度から契約制度へと転換したこの支援費制度は、多くの矛盾と問題を残しながら、やがて「障害者自立支援法」へと結実していくのである。もちろんこの時点でも政策主体の意図は介護保険との統合にあったといえる。

表1 2002年～2005年の障害者保健福祉の制度的展開

年	身体障害者福祉関係		知的障害者福祉関係		精神障害者保健福祉関係	
	月	名称	番号	名称	番号	名称
2002	平成14	1				精神障害者福祉ホームA型B型の取扱いについて 障発0122002
		3				精神障害者居宅生活支援事業の実施について 障発0327005
		3				精神科救急情報センターにおける24時間精神医療相談事業の実施について 障精発0327002
		3				精神障害者居宅介護等事業における24時間対応ヘルパー(巡回型)事業の実施について 障精発0328003
		3				精神障害者居宅介護等事業の介護福祉士に対する委託について 障精発328004
		3			障発0328009	
		3				精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係通知の改正について 障発0329008
		3				
		4	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の実務上の取扱いについて 健疾発0401002	障害者ケアガイドライン		
		4	平成14年度障害者ケアマネジメント体制整備推進事業の実施について(平成13年5月22日障第227号「平成13年度障害者ケアマネジメント体制整備推進事業の実施について」は廃止)	障発0418002		
		4	平成14年度障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修の実施について	障発0425002		
		5	消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理(平成3年厚生省告示第130号)の一部改正について 障企発0510001			
		5	身体障害者補助犬法 法律49			
		5	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行(第1次施行分)について(通知)	職高発507002		
		5	障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について(平成11年4月1日障発246・職高発12「障害者就業・生活総合支援事業の実施について」廃止)	職高発0507004・ 障発0507003		

6	身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」の施行について	社授発0607009		知的障害者福祉法に基づく指定居室支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準			厚労令80																			
6				指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準			厚労令81																			
6				児童福祉法に基づく指定居室等に関する法律施行令等の一部改正について（通知）			障発0624001																		厚労令82	
6	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令			自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について			障発0910001																			
9				「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて			障発0910001																			
9	身体障害者補助犬法施行令	政令298																								
9	身体障害者補助犬法第7条第1項の公衆法を定める政令の施行について	障発0919001																								
9																									健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う精神医療費の公費負担の取扱いについて	障精発0924001
9	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う更生医療の給付の取扱いについて	障精発0924002																								
9	身体障害者補助犬法施行規則	厚労令127																								
10	身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について	障発1001001																								
10	身体障害者補助犬法の施行について	健感発1001002																								
10																										
10	身体障害者航空旅客運賃の割引について（昭和55年6月5日社更98「身体障害者航空旅客運賃の割引について」、昭和55年6月5日社更99「身体障害者航空旅客運賃の割引について」及び平成元年12月22日社更238「身体障害者航空旅客運賃の割引について」廃止）	社授発1016008																								



		障害者基本計画				
		重点施策実施5か年計画(障害者施策推進本部)				
		障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について				職高発1030002・ 障発1030003
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	法律167			
		指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(児童福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神障害者保健福祉法)	障発1226004			障発1226002
		障発1226003				
		社授発0109007				
2003	平成15	1	障企発0110001			
		1	障発0110001			
		1	障発0110002			
		2		知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準	厚労告29	
		2		厚生労働大臣が定める割合	厚労告32	
		2		厚生労働大臣が定める要件	厚労告33	
		2		知的障害者サービスに係る厚生労働大臣が定める施設基準	厚労告35	
		2		知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分	厚労告37	
		2		知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準	厚労告43	
		2		児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準	厚労告45	
		2		知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準	厚労告30	
		2	児童福祉法に基づく指定居宅支援に要する費用の額の算定に関する基準		厚労告38	厚労告31

				厚生労働大臣が定める者等	厚労告40	
2				知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準	厚労告44	
2			厚労告39			
2			障企発0227001			
3			厚労令21	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準	厚労令22	
3				支援費の請求に関する省令	厚労令43	
3				厚生労働大臣が定める者	厚労令111	
3				指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について		障発0324001
3				指定居宅介護及び基礎障害当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの	厚労告110	
3				指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準の制定に伴う取扱いについて(身体障害者福祉法)		障発0325006
3				指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準の制定に伴う取扱い細則について(身体障害者福祉法)		障障発0325001
3			障発0325001	知的障害者更生相談所の設置及び運営について	障発0325002	
3				特別児童扶養手当証書の様式を定める省令		厚労令53
3				特定日常生活費等の取扱いについて(身体障害者福祉法)	障発0326005	
3			障発0326002			
3				身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定等について(児童福祉法)(平成13年6月18日障発59「身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定等について」は廃止)		障発0327019
3			障発0327019	身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定について(身体障害者福祉法)		
3				構造改革特別区域における「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」について	障障発0327001・老振発0327001	
3				構造改革特別区域における「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」について(介護保険法)		障障発0327001・老振発0327001
3				社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行(平成15年4月1日)及びそれに伴う政令の改正について(社会・援護局障害保健福祉部関係)		障発0328021

			身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所に係る留意事項について	障企発0328001			
3			指定居宅支援事業者等の指導監査について	障発0328011			
3			障害者福祉施設等に係る指導監査について(平成12年6月26日障496「障害福祉施設等に係る指導監査について」廃止)	障発0328016			
3			国の設置する身体障害者更生施設等における利用料について	障発0328012			
3			支援費支給決定について	障発0328020			
3			介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について(身体障害者補助犬法)	障企発0331001			
3			介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について(身体障害者福祉法)	障企発0331001			
4			補装具給付事務取扱指針の改正について(身体障害者福祉法)	障発00401002			
4			補装具給付事務取扱指針の改正について(児童福祉法)	障発401002			職高発0401027
4						精神障害者に係る助成金の範囲の拡大について	
5			障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について	障発0501001			
5			介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について	社授発0508002			
5			障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について(平成14年4月18日障発418002「平成14年度障害者ケアマネジメント体制整備推進事業の実施について」廃止)				障発0528001
5			障害者社会参加総合推進事業の実施について(平成12年3月30日障230「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等の実施について」、平成10年7月24日障434「障害者の明るくらし」促進事業の実施について」廃止)				障発0522002
5			市町村障害者社会参加促進事業の実施について(平成10年7月24日障発435「市町村障害者社会参加促進事業の実施について」廃止)				障発0522003
5			身体障害者福祉法第18条等の措置を行った場合の単価等の取扱いについて	事務連絡			
6			身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度について				障発0604003
6			児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について	障発0606001			
6			児童福祉法第21条の25第1項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について	障発0606002			

障害者福祉制度の研究（滝村）

6	植込み型心臓ペースメーカー等の品質管理、市販後安全管理等の徹底について	医薬安発 0620002・ 医薬監麻発 0620004							
7	身体障害者補助大法第16条に規定する業務を行う者を指定する省令	厚労令119							
7	心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	法律110							
7	身体障害者若しくは精神障害者又は身体障害者等に対する自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免について(平成9年3月27日閣議決定)「障害者若しくは精神障害者に対する自動車税、軽自動車税、軽自動車取得税の減免の手続き等について」、昭和53年6月27日社更82「身体障害者の利用に供する自動車等に対する自動車税、軽自動車税、軽自動車取得税の減免について」(廃止)								障害0718002
8								神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について	基発0808002
8	視能訓練士養成所の指導要領について	医政発0328017							
8	社会福祉施設における指定管理者制度の活用について(身体障害者福祉法)	雇児総発 0829001・ 社援保発 0829001・ 障企発0829002・ 老計発0829002							
8	視能訓練士法第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目	厚労省令300							
9									
9								独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の施行に伴う経過措置に関する政令	
9								独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法施行令 施設設のぞみの園の園の業務運営並びに財務及び会計に関する省令	政令394
9								麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について(通知)	薬食発0918009
9								独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令	厚労省令147
9								独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営並びに財務及び会計に関する省令	厚労省令149
9								支費費サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて(別紙：平成15年9月6日障発0916001)	事務連絡
10								障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等に関する省令等(通達)	職高発1001002
10								障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第18条の3第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件	厚労省令339
10								障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第18条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件	厚労省令338



障害者福祉制度の研究 (滝村)

		身体障害者福祉法第17条の10に基づき都道府県知事が指定する身体障害者更生施設及び特定身体障害者授産施設で実施する身体障害者療護施設通所型の取扱いについて	障害発1017001						障発1029001・老発1029001
10		身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用、地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用について							障発1029001・障精発1029001・老振発1029001
	10	身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用、地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用の取扱いについて							
	11	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成6年9月27日社授更241・児発881「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」廃止)	障発1106002						
	11	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成6年9月30日社授更246・児発44「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」廃止)	障発1106001						
	11	地域における相談支援の実施について	障発1106006						
	11	重症心身障害児(者)通園事業の実施について(平成8年5月10日児発496「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」廃止)	障発11110001						
	11	重症心身障害児(者)通園事業の取扱いについて(平成8年5月10日児発23「重症心身障害児(者)通園事業の取扱いについて」廃止)	障発1110001						
	11	身体障害者及び知的障害者に対する一般自動車道の使用料金の優遇措置について(平成6年9月30日社授更245・児発892「身体障害者及び知的障害者に対する一般自動車道の使用料金の優遇措置の拡大について」廃止)	障発1128001						
2004	平成16	点字図書館等事務費等の国庫負担(補助)の取扱いについて	障発0209004						
	3	義肢装具士養成所の指導要領について(昭63年4月1日健政発201各都道府県知事あて本職通知「義肢装具士養成所の指導要領について」廃止)	医政発0326014						
	3	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について	障発03290030						
	3	一般校を活用した障害者職業能力開発事業及び障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施について	発能0331021						
	3	平成16年度における児童扶養手当法による手当の額の改定の特例に関する法律	法律23						
	3	平成16年度における児童扶養手当法による手当の額の改定に関する政令	政令117						
	3	平成16年度における国民年金法による年金の額の改定の特例に関する法律に基づく厚生労働省関係法令による年金の額の改定等に関する政令	雇児発0331031・障発0331010						
	4	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(第3次施行分)の施行等について(通連)	職高発0401002						

		福祉サービス第三者評価事業に関する指針について				雇 員 券0507001・ 社 員 券0507001・ 老 年 券0507001
5		せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準について(昭和50年9月30日基発565別冊「障害等級認定基準」(以下「基本通達」という。))の第2のうち「8.せき柱及びその他の体幹骨」「9.上肢(上肢及び手指)」「10.下肢(下肢及び足指)」に係る部分並びに別紙2「関節運動可動域の測定要領」を削除)	基発0604003			
6		眼の障害に関する障害等級認定基準について(昭和50年9月30日基発565別冊「障害等級認定基準」(以下「基本通達」という。))の第2中「1.眼(眼球及び眼瞼)」を「1.前除」に改める)	基発0604004			
6		障害等級認定基準の一部改正について(労働者災害補償保険法)	基発0604002			
9		「支援費支給決定について」の一部改正にかかわる経過的取扱い等について		障害発0929003		
9		「通院などのための乗車又は降車の介助」の適切な実施について	障害発0929001			
9		「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介助が中心である場合」の適用関係について	障害発0929002			
10		盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(協力依頼)		医政発1020008		
12			発達障害者支援法			法律167
2005 平成17			障害者自立支援法			法律123

<註>

- (1) 中垣昌美編『社会福祉対象論』さんえい出版、1995年3月、はしがき iii～iv頁。
- (2) 滝村雅人著『対象論的視点による障害者福祉制度』さんえい出版、2003年、158～160頁。
- (3) 滝村雅人前掲著 160頁。
- (4) これに関しては、次のような通知がある。「精神障害者福祉ホームB型の取扱いについて」（2002、障発0122002）、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（2002、障発0327005）、「精神科救急情報センターにおける24時間精神医療相談事業の実施について」（2002、障精発0327002）、「精神障害者居宅介護等事業における24時間対応ヘルパー（巡回型）事業の実施について」（2002、障精発0328003）、「精神障害者居宅介護等事業の介護福祉士に対する委託について」（2002、障精発328004）など。
- (5) これについては、「障害者ケアガイドライン」（2002）、「平成14年度障害者ケアマネジメント体制整備推進事業の実施について」（2002、障発0418002）〈これによって「平成13年度障害者ケアマネジメント体制整備推進事業の実施について」（障227）は廃止される〉、「平成14年度障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修の実施について」（2002、障発0425002）などがある。
- (6) これについては、次のようなものが制定されている。「障害者社会参加総合推進事業の実施について」（2003、障発0522002）〈これによって、「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等の実施について」（2004、障230）及び「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について」（1998、障434）は廃止〉。「身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用、地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用について」（2003、障発1029001・老発1029001）及びその「取扱いについて」（障障発1029001・障精発1029001・老振発1029001）、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇児発0507001・社援発0507001・老発0507001）などである。
- (7) 「発達障害者支援法」の制定の経緯とその内容については、滝村雅人著「発達障害者支援法の研究」『人間文化研究』No.5、名古屋市立大学人間文化研究科、67～82頁、2006.6。及び滝村雅人著「発達障害者支援法の意義と課題」『障害者問題研究』Vol36、No1、障害者問題研究会、35～40頁、2008.8を参照。